

「けんしんガイドブック」広告募集要項

1. 目的

この要項は、市が配布する「けんしんガイドブック」に広告を掲載する事業者（以下「広告主」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 広告の内容等について

(1) 広告主は、広告内容等について、箕面市広告事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第2号）及び箕面市広告事業掲載ガイドラインを遵守すること。

(2) 広告掲載期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間に使用
するご案内に掲載する。

(3) 広告の規格等

①予定枚数 約72,000枚 箕面市広報紙「もみじだより4月号」と同時配布

②掲載場所 「けんしんガイドブック」内

③募集枠数 4枠

④サイズ等 1枠 縦6cm×横9cm

⑤色 市が指定する4色

⑥その他 広告欄内の上部に「広告」の文言（縦1cm×横2cm以内、文字サイズ11ポイント以上）を記載すること。

広告の欄外に下記の表示をする。

- ・この広告は、箕面市広告事業として掲載しているものである。
- ・この広告に関するご質問は広告主に直接問い合わせること。

3. 公募に参加する者に必要な資格

箕面市入札参加者資格を有しているもの、または次の要件をすべて満たしているもの

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

②引き続き2年以上その事業を行っていること。

③箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

④現に法人税、所得税、事業税、市（区）町村税及び消費税を滞納していないこと。

⑤医科、歯科、薬局を標榜科としている医療機関でないこと。

4. 公募参加資格の確認手続

(1) 公募の参加希望者は、令和5年(2023年)12月8日（金）までに必要書類を提出し、公募参加資格の確認を受けること。

①郵送する場合は、書留郵便により提出することとし、同日必着とする。

②持参する場合は、次の場所及び時間帯となる。

*受付場所 〒562-0014

大阪府箕面市萱野五丁目8番1号

箕面市立総合保健福祉センター内 箕面市健康福祉部地域保健室

*受付時間 土曜・日曜・祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

(2) 提出書類

①公募参加資格確認申請書（様式第1号）

②会社概要（パンフレットなど）

③広告見本

(3) 市は、公募参加資格確認申請書に基づき、公募参加資格の有無を確認し、公募参加資格確認通知書（様式第2号）により令和5年(2023年)12月13日（水）に簡易書留郵便で発送し、併せて当該通知書の写しを電送する。

(4) その他

広告見本などの作成にかかる費用は公募参加希望者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5. 現場説明

現場説明会は行わない。

6. 入札の実施等

市により公募参加資格があることが確認された者において入札を行い、広告主を決定する。

(1) 入札日時

令和5年(2023年)12月15日（金）午前11時から

(2) 入札場所

大阪府箕面市萱野五丁目8番1号

箕面市立総合保健福祉センター 2階 第1会議室

なお、公募参加者数によっては、入札場所を変更する場合がある。

(3) その他

入札の参加に当たっては、公募参加資格確認通知書（様式第2号）又はその写しを持参すること。

7. 入札方法等

(1) 入札は、広告枠1枠ごとに実施する。

(2) 入札参加者は、市所定の入札書に必要事項を記載し押印の上、提出すること。

(3) 入札参加者が、代理人により入札書を提出する場合は、委任状を提出し、入札

書には、所在地又は住所、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって提出すること。

- (4) 郵送又は電送による提出は、認めない。
- (5) 最高の価格で入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他入札の方法等については、関係法令の定めるところによる。

8. 予定価格

有（1 枠につき32,000円（税込）とする。）

予定価格を下回る価格による入札を行った場合は、失格とする。

9. 保証の要否

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

10. 広告内容の決定等

- (1) 落札者となった広告主は、速やかに地域保健室と広告内容の協議を行うこと。
広告内容は、箕面市広告審査委員会の承認を経て、決定する。
- (2) 広告主は、広告内容の決定後、版下原稿を市が指定する期日までに提出すること。

11. 広告料の納入等

- (1) 広告料は、広告掲載決定後、市の指定する期日までに一括で納入すること。
- (2) 広告主の都合により広告掲載を取下げた場合並びに広告掲載の取消事由に該当し、掲載を取消された場合は、納入済みの広告料は還付しない。
- (3) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取消したときは、納入済みの広告料を広告主へ返還する。この場合、返還する広告料に利子は付さないものとする。

12. 広告掲載の取消し

- (1) 次に掲げる取消事由に該当する場合、市は広告掲載を取り消すことがある。
 - ①指定する期日までに広告料の納入がない場合
 - ②指定する期日までに広告用版下原稿の調整及び提出ができない場合
 - ③広告主において、市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった場合
 - ④広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
 - ⑤その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、広告主に関係する事情により、広告掲載が不適當であると市長が判断した場合

(2) 広告掲載が決定し、印刷発注後、広告掲載の取消しに該当することとなった場合、市は、代替のご案内の印刷費用等の支払いを広告主に請求する。

1 3. 広告主の責務等

(1) 広告主は、広告の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたること。

(2) 広告主は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に報告すること。

(3) 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

1 4. 問い合わせ先

箕面市健康福祉部地域保健室 永井・小林

電 話: 0 7 2 - 7 2 7 - 9 5 0 7 (直通)

ファクス: 0 7 2 - 7 2 7 - 3 5 3 9

E-mail : kenkou@maple.city.minoh.lg.jp